

# 加古川市障がい者基本計画

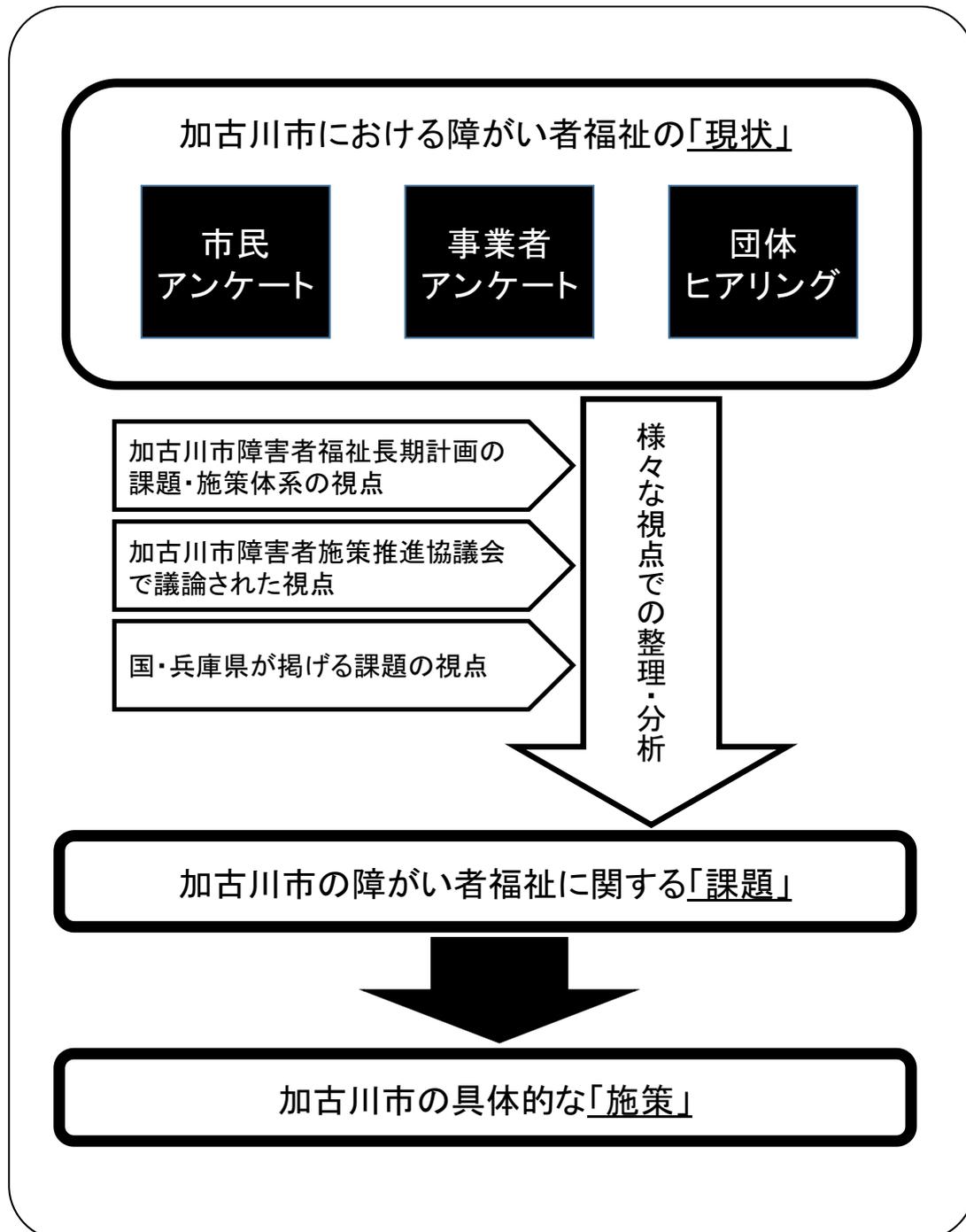


平成 29 年 3 月  
加古川市

## 1 現状と今後の方向性

各分野における施策を展開するにあたっては、これまでの取り組んできた結果としての現状を認識し、課題を整理する必要があります。

本章では、各分野において「現状と課題」を整理し、具体的な「施策」を列記します。



## 2 施策の体系

### 計画の理念

『障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持って  
いきいきと安心して暮らすことができるまちづくり』

### 施策の展開分野

### 施策の方向性

(1) 地域づくりの推進

- ① 障害や障がいのある人に対する理解の促進
- ② 地域福祉活動の促進
- ③ つながりの強化

(2) 地域生活の充実

- ① 相談支援の充実
- ② コミュニケーション支援の充実
- ③ 日常生活支援の充実
- ④ 療育支援の充実
- ⑤ 保健・医療の充実

(3) 教育・余暇の充実

- ① インクルーシブ教育の推進
- ② 文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実

(4) 就労・経済的自立の支援

- ① 就労支援体制の充実
- ② 一般就労の拡充
- ③ 福祉的就労の充実
- ④ 経済的支援制度の周知

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

- ① バリアフリーの推進
- ② 情報アクセシビリティの向上

(6) 安全安心の推進

- ① 権利擁護の推進
- ② 災害時など緊急時の支援の強化

### 施策展開の基本姿勢

- (1) 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く
- (2) 社会や人とつながるために、一人ひとりに合った支援を充実する
- (3) 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

## 障害や障がいのある人に対する理解の促進

### 【現状と課題】

- 市民アンケート結果では、「障がいのある人の理解には、学校での福祉教育の推進や、障がいのある人と地域の人との交流機会の拡大が必要である」という声が多くなっています。また、「障害のことをもっと多くの方に理解してもらいたい」や「障害があると言っただけで、私に対する接し方が変わる」、「職場で障害のことを話したら、上司から仕事を辞めてほしいと言われた」など、不当な差別的取扱いを受けた声が寄せられています。
- 平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に規定される社会的障壁は、利用しにくい施設や制度、障がいのある人を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見など、まだまだ多く存在するため、その除去に向けた意識啓発や取組みが必要です。
- 障がい者差別を解消するためには、民間事業者による取組みも重要です。障がいのある人が日常生活を送るうえで、店舗や施設などがより利用しやすくなる必要があります。
- 手話や要約筆記、点字その他のコミュニケーション手段については、まだまだ理解や普及が進んでいるとはいえ、その使用の機会が十分に確保されていないため、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで、不安を感じている現実があります。

### 【施策】

#### 取組みとその内容

##### ○多様性を認めあう相互理解の促進

障害や障がいのある人に対する理解を深め、すべての人が互いを尊重しあう心豊かなまちづくりを推進するため、地域において人権啓発推進員などのかかわりの中で行われる人権に関する研修や、障害者週間に実施する啓発活動、学

校で行われる福祉教育などを更に充実させ、様々な場・機会で障害の特性や必要な配慮について周知を図ります。

また、地域における交流を促進するため、社会教育推進員・福祉教育推進員などと連携して交流の場を設けるとともに、障害福祉施設の催しの広報や市庁舎における障害福祉施設の授産製品販売フェアの開催などを行います。

#### ○合理的配慮などの推進

障がいのある人への合理的配慮の提供や事前的改善措置の実施に関するガイドラインを作成し、「障害者差別解消法」の趣旨や内容を周知するとともに、差別事例の共有・分析や対応の適否について意見交換を行うために、障害者差別解消法第17条に規定する協議会を設置し、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組みを推進します。

また、事業者が行う合理的配慮の提供や事前的改善措置の実施に必要な費用の一部を補助する制度を設けます。

#### ○多様なコミュニケーションに対する理解の促進

障害の特性に応じたコミュニケーションについての理解を促進するため、手話や要約筆記、コミュニケーションボードの利用その他の音声言語以外による障害の特性に応じた多様なコミュニケーションについて周知を図ります。

## 地域福祉活動の促進

## 【現状と課題】

- ボランティアセンターの登録者数は減少傾向にあり、社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の活性化を図る必要があります。
- 登録ボランティアの固定化と高齢化が進んでおり、新たなボランティア活動の担い手の確保が必要です。
- 市民アンケート結果では、「ボランティアに外出時の付き添いをお願いしたい」という声が多くなっています。

## 【施策】

## 取組みとその内容

## ○ボランティア活動の広報

ボランティアセンターと協力し、障がいのある人の日常生活にかかわっている点訳や朗読、手話、要約筆記、施設訪問その他の各種ボランティア活動について、その活動内容を周知することで、地域住民の地域福祉活動に参加する意識の醸成を図ります。

## ○ボランティア活動への支援

ボランティア活動の場を提供するとともに、ボランティアセンターに対する補助金の交付や、ボランティアセンターの登録グループが実施するボランティア活動に対して、「かこがわウェルビーポイント制度」の活用を検討するなどにより、ボランティア活動の活性化を図ります。

## コミュニケーション支援の充実

## 【現状と課題】

- 「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」を平成28年12月に制定し、平成29年4月から施行します。条例の理念に沿って、当事者の意見を聞いたうえで、障害の特性に応じたコミュニケーションに関する具体的な施策を展開していく必要があります。
- 手話通訳や要約筆記のニーズが高まる一方、手話通訳者や要約筆記者などの支援者の登録者数が限られているため、担い手となる人材の養成が必要です。
- 「加古川ツデーマーチ」などの大きなイベントでは手話通訳者を配置していますが、不特定多数の参加者が集うイベントを実施する際には、一定の基準のもと、手話通訳者や要約筆記者を配置する必要があります。
- 市民アンケート結果では、知的障がいのある人の16.4%が、また、発達障がいのある人の24.8%が、「話し言葉での会話は難しいので、コミュニケーションボードなどを活用してほしい」と答えています。

## 【施策】

## 取組みとその内容

## ○「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」にかかる取組みの推進

手話が言語であることの普及と障害の特性に応じた多様な手段による障がいのある人のコミュニケーションを促進するという条例の理念を実現するため、(仮称)加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を設置し、具体的な取組みについて当事者とともに検討します。

## ○コミュニケーション支援体制の整備

聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、市に常勤の手話通訳者を複数名配置し、窓口通訳や派遣調整を行います。

また、市が主催する行事などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の配置を推進し、聴覚障がいのある人の情報保障に努めます。

#### ○コミュニケーションを支援する人材の育成

手話奉仕員や点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成講座を実施し、手話で日常会話を行うために必要な語彙や表現技術を習得した人、点訳・朗読技術を習得した人を養成します。

また、手話通訳や要約筆記に関する研修会の周知を通じて手話通訳者や要約筆記者の養成を図り、聴覚障がいがある人のコミュニケーションを支援する人材の確保を図ります。

#### ○コミュニケーションツールの普及啓発

多様なコミュニケーションを促進するため、コミュニケーションを行ううえでの本人の特性などが記入できる「ヘルプカード」や、発音による会話が難しい人とのコミュニケーションを支援するコミュニケーションボードなどのコミュニケーションツールの普及啓発を行います。